

付表 1

納税猶予期限の一部確定する
所得税等の金額に関する計算書

納税者（代表者）の氏名

所得税法第137条の第 項^{*1}の規定により、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額のうち、同条第 項^{*2}の規定により、同項の事由が生じた日から4か月を経過する日をもって納税猶予期限の確定する所得税及び復興特別所得税の金額は、この計算書で計算した金額（「4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額」の「⑦」欄の金額）のとおりです。

※ 上記事由が生じた日よりそれぞれ一部確定する納税猶予期限が異なりますので、この計算書は、上記事由の生じた日ごとに作成してください。

1 納税猶予期限の一部確定事由が生じた年月日

令和 年 月 日

2 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における納税が猶予された所得税及び復興特別所得税の金額 ^(注1)	①	円
①のうち、既に納税猶予期限の一部確定している所得税及び復興特別所得税の金額の合計額	②	円
現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額（①－②）	③	円 明細書3(2)へ

(注1) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その修正申告又は更正後の金額になります。

3 引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 ^(注2)	④	円
適用資産等（既に一部確定事由が生じたものを除きます。）について所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がないものとした場合の特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 ^(注3)	⑤	円
引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額（④－⑤） （④の金額<⑤の金額 場合には、0と書いてください。）	⑥	円

(注2) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その修正申告又は更正後の金額になります。

(注3) 既に納税猶予期限の一部確定事由が生じている適用資産等（今回一部確定事由が生じた適用資産等を含みます。）については、譲渡又は決済があったものとして同年分における所得税及び復興特別所得税の金額を計算します。この金額の計算に当たっては、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書」を利用して計算してください。

4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額

納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額（③－⑥） （③の金額<⑥の金額 場合には、0と書いてください。） （100円未満の端数がある場合には、その端数金額は切り捨ててください。）	⑦	円 明細書4(2)へ
--	---	---------------

○ この付表1は、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」と併せて提出してください。